

## 各種手当を支給しています

●申し込み・問い合わせ先 福祉課 障がい福祉班 ☎(248)1144

在宅で重度の障がいがある人に手当を支給します。各種手当には所得制限がありますので、詳しくはお尋ねください。

### 特別障害者手当

▼月額 27,350円

▼対象 身体や精神(知的)に著しく重度の障がいがあり、日常生活で常時特別の介護を必要とする20歳以上の人

### 障がいの程度

▼障がいの程度 身体障害者手帳1・2級程度と療育手帳A1・A2程度の重度の障がいがある2つ以上またはそれと同程度の障がい  
※施設入所者、病院や診療所に継続して3カ月を超えて入院している人は対象外

### 障害児福祉手当

▼月額 14,880円

▼対象 身体や精神(知的)に重度の障がいがあり、日常生活で常時介護を必要とする20歳未満の人

### 障がいの程度

▼障がいの程度 身体障害者手帳1・2級程度、または療育手帳A1・A2程度の障がい

### 特別児童扶養手当

▼月額 1級(月額52,500円)  
2級(月額34,970円)

▼対象 心身に一定以上(重度)中程度の障がいがある20歳未満の児童を養育している父母など  
※児童が児童福祉施設などに入所している場合は対象外

### 現況届(所得状況届)を忘れずに

- ・特別障害者手当
- ・障害児福祉手当
- ・特別児童扶養手当
- ・経過福祉手当

これらの手当の受給者は、受給資格要件確認のため、毎年8月1日現在の状況を記載した現況届の提出が必要です。必要書類などは受給者に直接通知します。

提出がなければ8月以降の手当を受給できなくなりますので、忘れずに届け出を行なってください。期間中、どうしても都合のつかない人はご連絡ください。

▼提出期間 8月12日(水)～31日(月)

## ひとり親家庭などで児童を養育している人への制度

●問い合わせ先 子育て支援課 子ども家庭班 ☎(248)1162

### 児童扶養手当制度

離婚などの理由で、父または母と生計を別にして児童を養育する家庭に支給されます。

### ▼支給額

受給資格者と扶養義務者(同居している親など)の所得に応じて区分され、この区分は毎年、現況届の審査状況で見直されます。

|                        |
|------------------------|
| <b>支給対象児童1人の場合</b>     |
| 全部支給…月額43,160円         |
| 一部支給…月額43,150円～10,180円 |
| <b>支給対象児童2人目</b>       |
| 月額10,190円～5,100円加算     |
| <b>支給対象児童3人目以降</b>     |
| 1人につき月額6,110円～3,060円加算 |

※所得制限があるため、所得が限度額以上ある場合は支給停止となります。

### 事実婚と認められる場合は

事実婚とは、夫婦としての共同生活と認められる事実関係(定期的訪問があつて、定期的な生活費の補助を受け

ているなど。同居の有無を問わない)が存在する状態です。

事実婚の場合は、児童扶養手当の受給対象外となります。手当を受けていて事実婚の状態にあると思われる人は、速やかに資格喪失の届け出をしてください。

### ひとり親家庭等医療費助成制度

医療費の一部を助成します。

▼対象 次の全てを満たす人  
・国民健康保険法の規定による被保険者または社会保険各法の規定による被保険者もしくは被扶養者  
・市内に住所を有するひとり親家庭の父もしくは母とその者に扶養されている児童、または父母のない児童  
※所得制限があります。

### ▼助成期間

・児童 18歳に達する日以降最初の3月31日まで  
・父・母など 扶養している児童が20歳になる誕生日の末日まで

### ▼助成額

助成対象者が支払った保険診療における一部負担金の3分の2に相当する額

## 正しい健脚塾 4期生募集

●申し込み・問い合わせ先 高齢者支援課 包括支援センター班 ☎(248)1126

足に痛みがあると、歩き方や姿勢が崩れ、膝や腰に負担がかかり、転倒につながります。正しい歩き方、靴の選び方、爪のトラブル対処法、セルフマッサージなどを専門職が教えます。学習と実践を組み合わせた全12回の講座です。講座終了後も講座での学びを継続し、いつまでも自分で歩ける体づくりを始めましょう。

### ▼対象

- ・12回全てに参加できる人
- ・65歳以上で医師からの運動制限がない人
- ・直接会場に來られる人
- ・今まで参加したことがない人

▼定員 先着24人  
▼申込開始日 8月20日(休)  
▼持ってくる物  
運動靴(室内用)、筆記用具、タオル、飲み物、参加費(1回200円)



▼とき・ところ 全12回ともに午後2時～4時

|   | とき        | ところ         | 内容                        |
|---|-----------|-------------|---------------------------|
| ① | 9月1日(火)   | 須屋市民センター体育館 | 体力測定、歩行測定                 |
| ② | 9月8日(火)   |             | 介護予防とロコモティブシンドロームについて、筋トレ |
| ③ | 9月15日(火)  |             | 足の筋肉について、下肢筋トレ            |
| ④ | 9月29日(火)  |             | 足のトラブルについて、新聞紙を使った体操      |
| ⑤ | 10月6日(火)  | 黒石市民センター研修室 | 歩行について、正しい歩き方、ウォーキング      |
| ⑥ | 10月13日(火) |             | 管理栄養士による栄養講話、運動           |
| ⑦ | 10月20日(火) |             | 2人組で行なう筋トレ                |
| ⑧ | 10月27日(火) |             | 足指のトラブルについて、タオル運動         |
| ⑨ | 11月4日(水)  |             | 爪のトラブル対処法・予防法             |
| ⑩ | 11月10日(火) |             | セルフマッサージ、サーキットトレーニング      |
| ⑪ | 11月17日(火) |             | 靴の選び方、屋外ウォーキング            |
| ⑫ | 11月27日(金) |             | 黒石市民センター多目的室              |

### 現況届を忘れずに

児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成を受けている人は、受給資格確認のため、現況届の提出が必要です。対象者には7月下旬に関係書類を送付しています。現況届の提出がないと、11月以降の手当の支給を受けることができません。また、2年以上届け出がないと受給権がなくなります。ご注意ください。

▼提出期限 8月31日(月)

### 高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭の父母が、専門的な資格取得のため修学が必要な場合、生活費の負担を軽減する給付金です。

### ▼対象

次の全ての要件を満たす人  
・児童扶養手当受給中、または同様の所得水準である人  
・養成機関で1年以上の教育課程を受け、対象資格の取得が見込まれる人  
・就業または育児と修学の両立が困難であると認められる人

### ▼対象資格

看護師、保育士など33資格

### 自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の父母が、就業につながるような講座を受講した場合、受講修了後に受講経費の一部を支給する給付金です。

▼対象 次の全ての要件を満たす人

- ・児童扶養手当受給中、または同様の所得水準である人
- ・当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要と認められる人

▼指定対象講座 雇用保険制度の一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金、専門実践教育訓練給付金の指定教育訓練講座

### ひとり親世帯への臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けていて、18歳以下の児童を監護するひとり親世帯を支援する給付金です。

▼対象 次のいずれかに当てはまる人  
①令和2年6月分児童扶養手当受給者  
②公的年金給付などを受けていることにより児童扶養手当を受けていない人

③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少したひとり親世帯

### ▼支給額

・基本給付 世帯あたり5万円、第2子以降一人につき3万円  
・追加給付 ①、②の人で新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変した世帯5万円

### ▼申請受付期間

令和3年2月26日(金)まで  
希望日時を予約の上受け付けを行います。(完全予約制②、③の人および①の人で追加給付を申請する人)  
▼受付場所 子育て支援課  
※詳しくはお尋ねください。